

昭和五十九年七月二十八日提出
質問 第三五号

不利益供述の強要に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年七月二十八日

提出者 玉置和郎

衆議院議長 福永健司 殿

不利益供述の強要に関する質問主意書

我が国の憲法及び刑事訴訟法の基本原則上、その供述にかかわる犯罪事実について刑事訴追をしないという約束のもとに、不利益な供述を強要することは認められるか。

右質問する。